

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和元年7月18日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900009号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1900014号

## 第1 結論

昭和57年\*月及び同年\*月の請求期間、昭和57年9月から昭和61年3月までの請求期間及び昭和61年5月から平成8年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年\*月及び同年\*月  
② 昭和57年9月から昭和61年3月まで  
③ 昭和61年5月から平成8年4月まで

私が20歳の時に、自宅に役所から年金手帳が送られてきて、母が国民年金保険料を納付した。

昭和57年9月の退職後は、自分で国民年金への加入手続をした。請求期間当時は美容師として3か所に勤務しており、国民年金保険料は、自宅に送られてきた納付書で毎月か2か月分まとめて、給料が支給された後の月曜日に、A区役所及びB出張所で納付した。

領収書は保管していないが、請求期間を国民年金の保険料納付期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿、同市の回答、オンライン記録等によれば、請求者は、昭和62年2月に、A市の職権により国民年金の被保険者とされたことが確認できる。

また、請求期間当時、初めて国民年金被保険者資格の取得手続が行われた場合、手続後、速やかに国民年金の記号番号が払い出されていたところ、昭和62年2月に、請求者に対し\*の国民年金の記号番号(現在の基礎年金番号)が払い出されたことは確認できるものの、それより前に請求者に対し別の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間①及び②当時、請求者は、その主張どおりに国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

請求期間③について、前述の国民年金被保険者名簿では、昭和62年2月に、請求者に係る国民年金保険料免除申請がなされ、同年3月に同申請が却下された旨の記載が確認できる。

また、国民年金被保険者名簿の検認記録では、請求期間③を含む昭和61年5月から平成9年3月までの期間は未納と記録されている。

このほか、請求者が、請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①、②及び③について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900035号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1900015号

## 第1 結論

昭和37年9月から昭和38年3月までの請求期間及び昭和40年8月から昭和49年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和37年9月から昭和38年3月まで  
② 昭和40年8月から昭和49年8月まで

私は、昭和37年9月に前夫と結婚し、Aで結婚生活を始めた。前夫が離婚までの10年間及び離婚後も私の国民年金の保険料を納付していたはずである。

新たな資料等はないが、前回の訂正請求が不訂正決定となったことに納得がいかない。請求期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、今回の請求に先立ち昭和37年9月から昭和38年3月まで及び昭和40年8月から昭和49年8月までの期間に係る訂正請求を行っているところ、i) オンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号(\*)は、平成元年12月18日に、請求期間①に係る国民年金被保険者資格取得日(昭和37年9月20日)の入力処理が行われた際に払い出されており、それより前に請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された事跡はないことから、請求期間①及び②当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求者及び請求者の前夫は当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられること、ii) 請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していなかったとしている上、請求者の前夫に聴取しても前夫からは、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する陳述が得られないことなどから、既に平成29年12月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し請求者は、前回の請求と同じ請求内容で再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討し、さらに調査を行ったが、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者及び請求者の前夫が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。